

# 自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階  
（職務過重化の是正を求める等4要求書特集号） 2023年3月17日 NO.636

3月3日に4つの要求書を都教委に提出しました。学校事務職員の抱えている諸問題に関して、要求書に取りまとめ、事務職員の声を都教委に届ける取り組みを行っています。以下に、4要求書の骨子を記載します。

## 「学校における働き方改革」に伴う事務職員の職務過重化の是正を求める要求書

昨今、教員の長時間過密労働が社会問題となり、「働き方改革」が叫ばれています。「働き方改革」を実践するに際し、教員側が中心に進んでいます。その過中で今まで教員が担っていた事務作業を事務職員に行わせようとする傾向が高まっています。学校の働き方改革の名目で各種調査事務、給食費や教材費徴収・支払い等の業務を事務職員に押し付けている実態が見られます。

この状態は事務職員本来の業務遂行を妨げになるばかりでなく、恒常的超過勤務による身体的・精神的疲労により休職に追い込まれることがあります。超過勤務手当の予算が少額のため早々に予算を消化してしまい、正当な超過勤務手当が支払われないサービス残業が常態化しかねません。「学校における働き方改革」を実践するにあたり事務職員の職務過重について、都教委の責任において下記の点についての是正を要求します。

- 1, 事務職員の職務範囲は、勤務時間内で処理できる範囲以内のものとする。
- 2, やむを得ず超過勤務を行った場合は、事前命令・事後確認の原則に徹底し、全額支給を行い、不払い（未払い）残業をなくすこと。
- 3, 学校徴収金の徴収・管理を「基本的には学校・教師の本来の業務ではなく」「地方公共団体の業務（文部科学省）つまり公会計化とすること。

## 給食費の公会計化・適法化を求める要求書

かねてより、私たちは、学校徴収金については、2つの問題点があることを指摘してきました。コンプライエンス（法令の遵守）の問題と教職員の労働条件の問題です。給食費を始めとした学校徴収金（教材費や修学旅行費などの私費会計）は、それ自体が地方自治法第210条、第235条の4第2項に違反した不適切・違法な会計処理であり、その「仕事」にたずさわることが「職務専念義務違反」となるもの（総務省回答）です。当面の措置として、公会計化することにより、地方自治法違反を解消させることが重要です。経理事故の防止のためにも必要です。

文部科学省は、2019年7月31日「学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について（通知）」を通知しました。そこには、給食費の「公会計化を促進」し、徴収・管理を学校ではなく、「地方公共団体が自らの業務」として行うことを求めています。導入実施自治体数も「実施している498（31.3%）準備・検討している493（30.9%）計991（62.2%）」との調査報告があります。公会計化の効果として、教員の負担軽減・給食費管理の透明性の向上・徴収における公平性の確保・学校給食の安定的な実施などをあげ、先行導入した自治体の事例も参考資料としました。

公教育の無償化実現に向けたステップとして、当面は、教育費の財源確保、無償化を視野に入れた給食費の公会計化、学校徴収金の会計処理制度の適正化を求めます。

1. 東京都として文部科学省の通知にある公会計化を推進すること。
2. 都立学校の給食費を無償化すること。
3. 東京都として区市町村の無償化の財政的支援（補助金）を行うこと。
4. 東京都として国に給食費の無償化（地方交付税や補助金等の財政支援）を要望すること。

## 学校事務職員の欠員に関する要求書

学校に都費事務職員が1名しか配置されていないことが、様々な問題を引き起こしています。人事政策（定数・欠員補充など）の見直しが必要です。特に、定数基準を見直し前に復元（標準定数法どおり要保護・準要保護加配・規模加配）することや、共同実施による定数削減の復元によって都費事務職員2名校をつくり、知事部局等からの局間交流者や新規採用者の配置に対応するべきです。

文部科学省が発表した「令和3年度公立学校職員の人事行政状況調査について」によれば、「病気休職者の学校種別」の数字を見ると、「病気休職者」数も、病気休職者のうちの「精神疾患者」数も教員より事務職員が上回っています。学校の中で唯一の行政職員として一人悩み苦しんでいる様子がうかがわれます。また、病気やけがでの年度途中の欠員が生じると、学校現場はかなり困惑し、しばらくは副校長が事務業務の代行を行い、困った学校長が前任者に連絡をしたり有志職員がサポートに入ったりしている現状を放置する事がないように欠員補充に対して貴職の誠意ある対応をお願いいたします。

1. 年度途中で病気や退職などによる欠員が生じた場合は、速やかに正規職員で補充すること。
2. 病気休暇、病気休職、出産休暇、育児休暇、介護休暇等に対応した正規代替要員プール制度を設けること。
3. 補正定数（要保護・準要保護加配、規模加配）基準を復活させること。共同実施による定数削減を撤回すること。最低でも1校1名の基本定数は維持すること。
4. 小中学校事務職員の欠員数は従来の基準では292名+93名であり、慢性的欠員状況を解消すること。

## 小中学校事務職員に対する不当な扱いの 是正を求める要求書

都教委は「任用一本化」のもと、県費負担教職員である区市町村立の小中学校事務職員について、都に常時勤務する都教委事務局職員（知事部局等）及び都立学校職員・学校経営支援センター職員と一定程度の人事交流も実施され、法令等による身分上の制約がない限りにおいて同じ東京都職員としての取扱いをしています。しかし現実には特段の制約がないにも係わらず不当に取り扱いを異にするものが存在し、特に下記については都教委の責任において是正するよう要求します。

1. 人事異動内示情報について
2. 都庁本庁舎への入退庁について
3. 労働安全衛生・公務災害未然防止（メンタルヘルス関係）
4. 新規採用事務職員に対する給与の適切な支給について